

中部学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2024 年度大学評価の結果、中部学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

中部学院大学は、福音主義キリスト教に基づいた建学の精神を踏まえて、「キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成する」という大学の理念・目的を掲げている。これらを全ての教職員と学生が継承し続けることを目的に、具体的な指針である「ミッション・ステートメント」を定めるほか、学生に対しては、「キリスト教概論」を必修科目とし、建学の精神やキリスト教大学としての沿革を共有する自校教育を行っている。また、建学の精神及び大学の理念・目的を達成するため、2022年度～2025年度までの「第2期中期計画」において、理想とする姿として「自身の夢を切り拓く人を育てる」と「多様な世界と機会に触れ自らの可能性を伸ばし地域とともに歩み、地域とともに発展する」の2点を掲げ、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、全学内部質保証推進組織として「自己点検・評価委員会」を位置付け、より一層大学全体の教育研究の水準を高めることを目的に「教育改革委員会」を立ち上げ、学長直下で大学全体のPDCAサイクルを機能させるためのガバナンス構築に取り組んでいる。具体的には、学部・学科、研究科、委員会、センター等の「個別自己点検部局」で自己点検・評価を行い、その結果を適宜「自己点検・評価委員会」又は「学長・副学長会議」へ報告しているものの、両会議体の内部質保証における役割分担は明確でない。また、学部・学科、研究科、委員会、センター等での改善・向上が主であり、両会議体では報告を受けての共有にとどまるなど、点検・評価の結果に基づく各組織へのフィードバックや改善支援が十分ではなく、内部質保証システムの体制や全学的なマネジメントには課題が見られるため、全学的な自己点検・評価を実質化させ、大学全体のPDCAサイクルを機能させるよう、改善が求められる。なお、2018年度にアセスメント・ポリシーを策定し、2021年度には更に「IRR推進センター」で見直しを図ることで学習成果の可視化が内部質保証に有効に機能

することを目指しているものの、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学習成果を適切に把握・評価する指標・手法を開発することが求められる。そのうえで、学習成果の把握・評価結果に基づく教育課程・教育方法の改善につなげることが期待される。

教育については、建学の精神や「ミッション・ステートメント」を踏まえた3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定め、全学の学位授与方針に定める6項目の「修得すべき能力（資質）」に対応した学部・学科の方針を定め、これらの能力（資質）を身につけた人材の育成に向けた教育課程の編成・実施方針を策定し、これに基づき体系的なカリキュラムを編成している。

特色ある取り組みとして、正課内外での教職員及び学生の活発な地域貢献の活動が挙げられる。例えば、地域住民を対象にした教員と学生が実施する老年症候群発症リスク軽減を目指す健康調査、スポーツ健康科学科と関市教育委員会の協働による小学生を対象としたスポーツ大会「SEKIカップ」の開催等、各教員の専門性と大学の教育研究資源を生かして大学と地域の連携を強化するとともに、学生の実践的な学びにもつなげている。これらは、「地域における課題を共有し、自主的に取り組む『地域貢献力』を備えた学生を養成する」という地域連携方針及びミッション・ステートメントに掲げる「地域と生きる」を体现する取り組みとして、高く評価できる。

一方で、改善すべき点もいくつか見受けられる。前述のとおり、内部質保証に係る会議体の役割分担を明らかにし、各学部・学科・研究科等への改善支援やフィードバックの方法を確立することで各組織が有機的に機能する内部質保証システムの構築が必要である。また、それには学習成果の可視化が不可欠であるものの、各学部・学科・研究科における学習成果の把握・評価が十分でないため、学生の学びの成果と成長を常に学位授与方針と紐付けて多面的に評価する体制を整えることが求められる。なお、「IR推進センター」の調査・分析によって明らかになった多様な学生の学びを各組織にフィードバックし、現場での教育改善に生かす仕組みを構築することが望まれる。その他、一部の学科で定員未充足が見られ、大学院の博士課程（後期）で教育課程の編成・実施方針の内容が十分でないため、改善が求められる。

今後は、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、大学の強みでもある地域との連携をより一層強化することにより、「地域とともに歩み、地域とともに発展する」大学としての役割を果たすことで更なる発展を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

福音主義キリスト教に基づく建学の精神を基盤として、法人の理念・目的である「福音主義のキリスト教に基づいて、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を営営すること」を踏まえて、大学の理念・目的を定めている。

具体的には、大学の理念・目的を「キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成すること」と定め、大学院の目的として、「キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与すること」と定めている。

以上のことから、建学の精神及び法人の理念・目的に基づき、大学の理念・目的及び大学院の目的を適切に定め、その関連性を確保しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的及び各学部・学科の教育上の目的は、「中部学院大学学則」（以下「大学学則」という。）に、大学院の目的及び各課程の教育上の目的は「中部学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）にそれぞれ定め、毎年作成している「大学案内」「大学院案内」で紹介するとともに、大学ホームページにも掲載し、社会に対して広く公表している。また、通信教育課程についても、課程の目的及び学部・学科の目的を「中部学院大学通信教育部規程」（以下「通信教育部規程」という。）に定め、大学ホームページ等で公表している。

大学の理念・目的の基盤となる建学の精神については、「大学案内」や大学ホームページに掲載するほか、学生便覧「キャンパスライフ」への記載や、チャペルアワーを行う礼拝用ホール（「グレースホール」及び「グローリアホール」）への掲示等によって、学生へ周知している。また、紙媒体で配付していた「キャンパスライフ」を2022年度からウェブ掲載とし、「中部学院ポータル（LMS）」にも掲載したことで、教職員及び学生の閲覧を容易にした。さらに、入学式、新入学生に向けたオリエンテーション、小冊子『知識のはじめー私たちの岐阜済美学院ー』、宗教委員会機関誌『桐が谷通信』、全教職員の出席が推奨される年間2回の「キリスト教研修会」、チャペルアワー、毎年度1回開催の宗教講演会等、多様な機会を設け、教職員及び学生に対して建学の精神の周知を図っている。

また、学生に対しては、全ての学部学生に対して「キリスト教概論」を卒業必修科目に置き、建学の精神やキリスト教大学としての沿革を紹介するとともに、定期刊行物である『中部学院大学報』や『岐阜済美学院報』を通じて周知を図っている。なお、建学の精神を全ての教職員と学生が継承し続けることを目的とし、

基本概念を具現化するための具体的な指針である「ミッション・ステートメント」を定め、「2024 年度版大学案内」において紹介している。

以上のことから、大学・大学院の目的及び各学部・学科・研究科の教育研究上の目的は学則等に明示し、教職員・学生をはじめとして関係者へ周知を図っているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2019 年の私立学校法改正に先立ち、2015 年度に「第 1 期中期計画」を策定している。さらに、私立学校法改正と「第 1 期中期計画」の満了を踏まえ、2020 年度を計画の始期とし、6 年間を計画期間とする「第 2 期中期計画（前期）」（2020 年度～2022 年度）及び「第 2 期中期計画（後期）」（2023 年度～2025 年度）を順次策定し、「第 2 期中期計画（後期）」では、「建学の精神の下、自身の夢を切り拓く人を育てる」と「多様な世界と機会に触れ自らの可能性を伸ばし地域とともに歩み、地域とともに発展する」の 2 点を理想する姿として掲げている。また、「中期計画」における「①学生確保に向けた募集・広報活動」「②教育改革と質保証」「③学生支援」「④国際化推進」「⑤地域連携」「⑥研究活動の活性化」「⑦キャンパス整備」「⑧経営・管理の強化」の 8 つの項目について、それぞれ基本方針を定めている。さらに、これらの中期計画（大項目）には、それぞれ事業計画（中項目）と詳細計画（小項目）を定め、小項目については 2016 年度から 5 段階で毎年点検している。

具体的には、学部学科・研究科、センター、事務局等の各部門の事業報告を踏まえて自己評価し、評価結果を「法人経営会議」等に提出して妥当性について検証を行っている。また、その取り組みについては、その都度教職員に周知し、大学全体で共有している。現在は、「第 2 期中期計画（後期）」に基づいて大学運営の推進に努めている。

大学評価（認証評価）結果の中期計画への反映については、2017 年度の大学評価（認証評価）結果を受け、「学長・副学長会議」を開催し、今後の対応方針を協議し、また、内部質保証に関する理解を促進させるためファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の機会を活用すべく、「全学FD研修会」を開催している。これらと「第 1 期中期計画」の点検・評価に基づき、「第 2 期中期計画」を作成しており、前回の大学評価（認証評価）結果における指摘事項等を「第 2 期中期計画（前期）」に反映している。

以上のことから、建学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現するため、大学として将来を見据えた計画策定と諸施策の実施に取り組んでいるといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「中部学院大学における自己点検・評価に関する要綱」（以下「自己点検・評価に関する要綱」という。）に「教育研究組織に係る教育の質保証体制、当該質保証体制が行う教育改善及び向上を図る諸活動に関し、必要な事項を定めるものとする」と掲げ、「教育の内部質保証等、学則第1条に定める目的を達成するため必要な取組を推進する」としており、大学学則にも「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、「通信教育部規程」及び大学院学則においても同様に自己点検・評価を行う旨を規定している。

内部質保証の手続や手順については、「中部学院大学自己点検・評価規程」（以下「自己点検・評価規程」という。）のほか、「自己点検・評価に関する要綱」「中部学院大学における内部質保証体制」に示している。具体的には、「本学全体の教育課程に係る教育の質保証に関する取組みは、中部学院大学自己点検・評価委員会が行う」と定義し、「各教育研究組織に関する検討及び実施は、各教育研究組織が行い、自己点検・評価委員会でそれを共有する」としている。また、各教育研究組織と「自己点検・評価委員会」で検討した結果は学内で共有し、必要に応じて「学長・副学長会議」や評議会、教授会等の審議組織へ報告する仕組みとしている。

なお、これらの規程及び要綱は、学科会議や学内のグループウェアへの掲載を通じて教職員への周知を図っている。

以上のように、内部質保証に関する大学の方針及び手続を定めているものの、「自己点検・評価に関する要綱」に定める手続については、教育研究組織（学部・学科、研究科）及び教育課程に関する事項に留まっており、項目②で後述する「自己点検・評価委員会」の役割等の明確化の観点からは、これ以外の教育研究活動及び管理運営活動に関する事項についても明文化することが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「自己点検・評価委員会」を位置付け、「自己点検・評価規程」において、「委員会は、教育研究及び管理運営について点検評価すべき事項について、学部、各事務部門になされた点検評価を取り決め、これを整理する」と定めており、委員長は学長、副委員長は学長が指名した者、委員は学長が指名する教職員とし、学長、副学長2名、研究科長、

学部長4名、学科長・コース長6名、教務委員長、キャリア支援委員長、学生支援委員長、学長補佐、事務局長、教務部長、教務課長で構成している。

また、内部質保証に関わる組織として、大学全体の教育研究の水準を高め、教育改革を推進することを目的とした「教育改革委員会」、学部等の設置や改編、学生の定員及び大学運営に関する重要事項を審議する「学長・副学長会議」のほか、学生確保に向けた各種入試情報、卒業時の学習成果、各種学生調査に関する分析を行う「IR推進センター」を置いている。さらに、各学科（通信教育部含む）及び研究科に「自己点検評価作業部会」を設けており、これらに「教務委員会」「学生支援委員会」「キャリア支援委員会」「国際交流・留学生委員会」「図書館運営委員会」「入試広報委員会」「総合研究センター運営委員会」「地域連携推進センター」「法人経営会議」等を加えた組織を「個別自己点検部局」と位置付け、それぞれが「自己点検・評価委員会」から指示のあった点検事項について、取り組み状況や次年度に向けた課題等をまとめ、適宜「自己点検・評価委員会」又は「学長・副学長会議」に報告する体制としている。

しかしながら、項目③に後述するように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「自己点検・評価委員会」のみならず、「学長・副学長会議」においても「個別自己点検部局」より点検・評価結果の報告を受けているものの、両会議体の内部質保証における役割分担や連携が明確ではない。今後は、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価に関する要綱」等の内部質保証に関する方針に両委員会の位置付け及び役割を明文化することを含め、内部質保証における両委員会の役割分担を明確にし、学部・学科、研究科、各種委員会・センター等の組織と有機的に連携した内部質保証体制を整備することが求められる。

以上のことから、「自己点検・評価委員会」を推進主体とする内部質保証システムを設けているものの、実態としては大学運営の審議組織である「学長・副学長会議」においても各組織からの点検・評価の結果を受けた検証を行っており、両会議体の内部質保証における役割分担・連携を明確にすることが求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

各学部・学科、研究科の教育研究の目的を踏まえ、学部・学科、研究科、課程ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定めている。一方で、3つの方針の様式、記述方法や構成については統一を図っているものの、3つの方針を策定するための全学的な方針については、現在「教務委員会」を中心に検討を行っているため、実現に向けた取り組みを期待したい。なお、3つの方針に基づく教育活動の展開及び有効性の点検・評価については、2018年に暫定的な点検・評価の方針としてのアセスメント・ポリシーを制定していたが、2021年度から「IR推進センター」で見直しを図り、大学全体（機関レ

ベル)、学部ごと(教育課程レベル)、科目ごと(科目レベル)の入学前・入学後、在学中、卒業時・卒業後におけるそれぞれの評価指標をより明確に示すに至っている。

内部質保証活動として、「個別自己点検部局」のうち学部・学科での自己点検・評価については、2022年度からは「自己点検・評価委員会」が作成した新たな「自己点検・評価シート」を用いて自己点検・評価を行い、研究科においても、当該年度の取り組み状況と次年度の課題を報告書にまとめ、「自己点検・評価委員会」に提出している。一方で、各種委員会については、目標・計画に対する当該年度の取り組み状況を点検・評価し、次年度の課題を洗い出して「達成目標・計画シート」にまとめ、「学長・副学長会議」に提出し、学長が評議会又は教授会に報告している。同様に、各センターについても、当該年度の取り組みを振り返って「一年の歩み」にまとめ、その中で取り組み状況を点検・評価し、課題を確認して「学長・副学長会議」に報告している。

上記のような点検・評価の結果を受けての改善・向上のプロセスについて、内部質保証の推進に責任を負う「自己点検・評価委員会」と「学長・副学長会議」の内部質保証における役割分担・連携が不明確であることに加え、学部・学科、研究科、委員会、センター等へのフィードバックについても十分であるとはいえない。毎年度「個別自己点検部局」で点検・評価を行い、その結果は「自己点検・評価委員会」又は「学長・副学長会議」へ報告しているが、いずれの会議体においても報告を受けて共有するのが主であり、点検・評価結果から明らかになった課題はそれぞれの組織で改善に取り組んでいることもあって、内部質保証を推進する組織からの改善に向けた支援等のフィードバックを十分に行っているとはいえない。内部質保証に係る会議体の役割分担を明確にするとともに、内部質保証システムを機能させるべく学部・学科、研究科、委員会、センター等へのフィードバックのあり方・方法を確立させ、全学的な点検・評価に基づき改善・向上につなげるよう、改善が求められる。

行政機関や認証評価機関等からの指摘事項への対応について、2017年度の設置計画履行状況等調査で指摘を受けた留意事項や改善意見については、改善に取り組んでおり、以後は指摘を受けていない。認証評価機関からの指摘については、2017年度の大学評価(認証評価)結果において努力課題等として指摘を受けた4項目について、全学的な取り組みを実施し、改善報告書を提出した。また、2023年度は大学評価(認証評価)の申請に向けて、本協会の定める大学基準に基づき、「自己点検・評価委員会」で全学的な観点からの自己点検・評価を実施し、大学全体としての課題等を抽出している。

以上のことから、学部・学科、研究科、委員会、センター等で行う毎年度の点検・評価結果について、「自己点検・評価委員会」及び「学長・副学長会議」が

それを報告として受けて共有しているものの、点検・評価結果に基づく改善・向上に際して、内部質保証推進組織による改善支援等のフィードバックを十分に行っているとはいえない。今後は、内部質保証に係る会議体の役割分担を明確にするとともに、全学的な点検・評価の結果から改善につなげていくためにも、フィードバックや支援の方法を確立させ、内部質保証システムを機能させるよう、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学評価（認証評価）結果及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づく教育研究活動等に関する情報等を大学ホームページで公表している。また、財務諸表も法人ホームページで公表しており、財務状況は、法人の監事による監査及び監査法人による財務監査を受けている。これらの内容は、毎年度最新の情報へと更新しており、公開情報は、大学ホームページから閲覧することができる。

このように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性、有効性については、2017 年度以降、「自己点検・評価委員会」及び「学長・副学長会議」が「自己点検・評価に関する要綱」「点検・評価の方針（アセスメント・ポリシー）」及び「自己点検・評価シート」を策定し、これらに基づく点検・評価の取り組みを通じ、また、学部・学科等の点検・評価と同時に検証に取り組んできた。

改善・向上の事例としては、2022 年度から学部・学科の自己点検・評価において、新たに導入した「自己点検・評価シート」が挙げられ、人間福祉学科で使用していたものを「自己点検・評価委員会」が一部補強し、他学科に波及させたものであり、これにより、当該年度の課題及び取り組み、次年度に向けた課題を根拠資料に基づいて記述し、一覧できるようにしている。

以上のことから、内部質保証システムについて、改善・向上のための取り組みを行っている。ただし、システムの適切性を点検・評価する具体的な手続等は明らかではないため、これを明確にし、引き続きシステムの改善に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進主体である「自己点検・評価委員会」及び大学運営に関する審議組織である「学長・副学長会議」において自己点検・評価結果の検証を行っているものの、それぞれが取り扱う基準や点検・評価項目の検証の範囲を具体的に定めておらず、両委員会の役割分担や連携のあり方が明確ではない。また、点検・評価結果に基づく改善は、学部・学科、研究科、センター等の各組織がそれぞれ取り組んでおり、内部質保証推進組織から各組織への改善に向けたフィードバックや支援を十分に行っているとはいえない。これらのことから、両委員会の役割分担を明確にし、学部・学科、研究科、委員会・センター等の組織と有機的に連携した全学的な自己点検・評価を実施し、大学全体のPDCAサイクルを機能させるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的を実現するために、人間福祉学部、教育学部、看護リハビリテーション学部、スポーツ健康科学部の4学部には5つの学科（人間福祉学科、子ども教育学科、理学療法学科、看護学科、スポーツ健康科学科）を設けている。また、人間福祉学部人間福祉学科には通信教育課程を置き、その対象を主に社会人として、学習機会を提供している。大学院においては、人間福祉学研究科人間福祉学専攻（修士課程、博士課程（後期））を設置している。

附置研究所やセンター等の組織に関しては、教育研究活動の支援、地域貢献、国際化推進等のミッションを具現化するため、附属図書館、「地域連携推進センター」「国際交流・留学生支援センター」「子ども家庭支援センター」「人間福祉総合センター」及び「シティカレッジ」を設置している。これら地域貢献、地域連携の一部の事業は教育支援としても活用している。そのほかに、教員の研究活動を支援する「総合研究センター」、学生募集、教育及び学生支援を戦略的に分析する「IR推進センター」を設置している。なお、2015年に「教職センター」を開設し、教員採用試験を目指す学生のサポートを行っており、2018年度より授業科目「教師への道Ⅰ～Ⅲ」を開講しているほか、2019年度より常勤職員の配置、2021年度より自習室を新たに設置するなどの取り組みにより、教職課程の充実を図っている。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、学部・学科、研究科については、各学科会

議、研究科会議で自ら点検・評価・改善を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」に、附置教育研究施設及びその他の附属施設等については、各センター等を運営する委員会で点検・評価を実施し、「学長・副学長会議」に報告している。

教育研究組織の改善・向上に係る取り組み事例としては、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科のキャンパス移転が挙げられ、これについては、学科の点検・評価及び「IR推進センター」による調査の結果から提案があり、「学長・副学長会議」で確認のうえ、実施した。

以上のことから、教育研究組織の適切性について、各組織で点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。ただし、当該基準における取り組みは、「自己点検・評価委員会」が行う点検・評価作業とは直接連動するものではなく、関連する学部・学科等が中心になって進めているため、今後は、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

建学の精神や「ミッション・ステートメント」を踏まえ、学部・学科、通信教育部、研究科、課程ごとに学位授与方針を定めている。

学部・学科の学位授与方針は、学則の教育研究上の目的及び人材養成像をもとに明文化した「前文」と「修得すべき能力（資質）」を示した6つの項目で構成しており、それぞれの資質である学習成果を身につけた者に学位を授与することを定めている。例えば、人間福祉学部人間福祉学科では、「幅広い教養と社会福祉学に関する深い知識・技術を修得し、福祉専門職にふさわしい実践力の基礎を持った人材」として「社会福祉・地域貢献にかかる専門的体系的な学修成果を踏まえ、自らが置かれた状況に応じて、それらを総合的に実践できる」「社会福祉・地域貢献に従事する者として、社会福祉と人権の歴史と理念を修め、社会の変化に応じた専門的な知識と技術を修得し、エビデンスに基づき能動的に行動することができる」等の知識・能力・態度等を身につけた者に学位を授与としている。

大学院においては、修士課程及び博士課程（後期）でそれぞれに学位授与方針を定めている。修士課程では、「現代社会における社会福祉を取り巻く問題・課題について、実践者・研究者として、専門的な思考力・実践力、応用力を身につけた人、また社会福祉及び関係領域の理論、実践等の専門知識と技術を深めた人」に、博士課程（後期）では、「現代社会における社会福祉を取り巻く問題・課題について、自立して研究できる能力を身につけた人」「研究・教育職としてあるいは実践現場の指導者として問題対応力・指導力を身につけた人」に学位を授与

することを明示している。

学位授与方針は、大学ホームページで教育課程の特色とともに学内外に公表している。公表にあたっては、3つのポリシーを併記し、一体的に提示することにより、入学から学位授与までのプロセスを学生のみならず受験生やその保護者等の関係者が理解しやすいように配慮している。また、履修要項にも明記し、周知を図っている。

以上のことから、学部・学科及び研究科の教育研究内容の専門性を踏まえ、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、適切な方法で公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、学部・学科、通信教育部、研究科、課程ごとに定めている。

学士課程では、教育課程の編成・実施方針の記述方法を統一しており、いずれの学部・学科等においても「教育内容」「教育方法」及び「教育評価」の3項目で方針を構成し、「教育内容」には、「カリキュラム体系の概略、基礎教養系と専門教育系の科目群の構成、コース設定や資格取得に必要な科目等を学位授与方針との関連を交えて明記」するとしている。「教育方法」については、学科ごとの工夫や国家試験受験科目との関連性、実習等について明記し、「教育評価」には、進級要件や4年間の学習成果の評価方法を記している。例えば、教育学部子ども教育学科では、「学校教育や保育等の現場で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目を、1年次から4年次にかけてコースや分野別に体系性・順序性を考えて配置」するなど、学位授与方針に示した学習成果を身につけるための教育課程の編成・実施方針を示している。

修士課程及び博士課程（後期）では、課程ごとにそれぞれ異なる教育課程の編成・実施方針を定めているものの、博士課程（後期）では、教育課程の編成に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる。

教育課程の編成・実施方針は、学部・学科、研究科ともに、学位授与方針、学生の受け入れ方針と一体として大学ホームページで公表しているほか、履修要項で学生に周知を図っている。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているものの、研究科に一部不備があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部・学科、通信教育学部、研究科ごとに教育課程の編成・実施方針に基づき、

教育課程を編成している。

学士課程の教育課程は、「基礎教養系科目」と「専門教育系科目」で構成しており、「基礎教養系科目」としては、建学の精神を学ぶ「キリスト教概論」、英語による会話能力を高めるための「言語による表現活動Ⅰ－Ⅰ（コミュニケーション英語）」等を必須としている。また、初年次教育の役割を担う「人間福祉基礎演習Ⅰ～Ⅱ」「子ども教育学基礎演習ⅠA～ⅡB」「理学療法基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「看護学基礎演習Ⅰ－Ⅰ～Ⅱ」「基礎演習Ⅰ－Ⅰ～Ⅱ」をそれぞれ1年次と2年次に開講しており、大学生活、履修登録、授業の受け方、レポートの書き方等大学で学ぼううえで必要なスタディスキル等の習得を目指している。

大学院においては、授業科目、単位及び修了要件について大学院学則で定めている。社会福祉学を基礎に置いた学際的研究を重視しており、研究に必要な各分野における専門あるいは基本的な知識を体系的に身につけることを目的とするコースワーク（講義科目）と指導教員との綿密な対話を通じた調査・分析の方法や論文執筆指導といったリサーチワーク（演習科目）を組み合わせた教育課程を編成している。修士課程では、講義形式の「専門科目」と演習形式の「特別研究指導科目」を開講し、博士課程（後期）については、演習形式の「人間福祉学特殊研究」に、講義形式の「人間福祉学特殊講義」を組み合わせた教育課程を編成している。

以上のことから、学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

担当教員と受講学生との双方向のやりとりが可能な「中部学院ポータル」を活用し、アクティブ・ラーニングによる効果的な教育を目指して、授業に必要な予習及び復習の指示、関係資料を配付するなど、学生の主体的な学びを促している。また、介護福祉実習や教育実習、障がい者スポーツ実習等の実習科目及びインターンシップ科目を多数開講し、講義と実践との間での学びの往還が可能となる機会の充実を図っている。なお、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、教務課と各学科の教務委員との間で調整している。

大学院においては、年3回の中間報告会を年間スケジュールに組み込んでおり、大学院学生の研究内容について教員間で情報共有を図るとともに、学生全体への指導の機会、更には学生同士で学び合う機会にもなっている。

各学位プログラムの特性に応じた単位の実質化を図るため、「中部学院大学授業科目履修規程」で学部・学科ごとに学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めている。編入生、転学部生、転学科生、復学生等に対しても1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。いずれも学習成果の保証を

目的とした措置であり、これらは、学生へ配付する「時間割」へ明記するとともに、オリエンテーション等においても説明している。なお、学則上、国家試験対策等の講座（授業）は、「卒業の所要単位に算入しない科目」としており、上限を超えて履修登録ができるようになっているが、多くの授業を履修する傾向が強い1年次生に対しては、開講しないなどの対応をとっている。また、福祉職、理学療法職、看護職、教職等に就くことを目指す学生が多いため、成績優秀者に限定して、上限を超えて一定の単位数までは履修登録を認める上限緩和措置を講じている。さらに、大学生活の終盤の資格取得及び国家試験に向けた準備のための時間を確保しており、4年間を見通した履修計画を立てることとし、その際に担当教員による履修登録状況のチェックや「中部学院ポータル」による履修上限を超えた登録の制限設定等の措置も講じるなどの取り組みにより、単位の実質化を図っている。

シラバスについては、「授業の概要」「到達目標」「授業計画」「評価方法」「受講上の注意」「テキスト及び参考文献」から構成している。また、作成に際しては、授業担当者が作成・編集したものを「教務委員会」が点検し、記載内容等に不備があると判断した場合、全体的な問題については学科会議に諮り、個別の問題については各学科に所属する教務委員が授業担当者に伝えて修正を依頼するなどの措置を講じている。しかし、一部においては、記述内容が統一されていない項目や評価基準が不明瞭な科目があることから、シラバスチェックが十分に機能するよう改善が望まれる。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的な教育に取り組んでいるといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価方法及び基準については、大学学則、「通信教育部規程」及び大学院学則に規定し、学生には、年度当初の各学科等で行うオリエンテーションにおいて「教務委員会」所属の教員が中心となって説明し、初めて試験を受ける1年次には、教務課職員から単位制度や試験及び試験の評価についての説明を実施している。また、卒業認定及び卒業に必要な単位に関しては、学部は、学則に定めており、卒業要件単位数を各学部・学科の基礎教養系科目、専門教育系科目別に示している。通信教育部については、「通信教育部規程」において、大学院については、大学院学則において、それぞれ卒業・修了認定に関する規則を定めている。ただし、評価基準や方法については、学部のシラバスのなかには、「授業への参加度」としている科目のほか、大学院においては、「毎時間学生とのやりとりの中で理解度を評価する」とする科目もあり、具体的な評価基準や方法が不明瞭な科目もあるため、適切な成績評価の基準・指標を検討し、示すことが望まれる。

学士課程の学位論文については、各学科とも卒業研究を3年次・4年次に配置している。卒業論文発表会を設けており、全ての学生への参加を義務付けている。学位授与の可否を判断する基準は学科ごとに定めており、その基準に基づいて担当教員が最終評価を行っている。

学位授与を客観的かつ厳密に行うために、「自己点検・評価委員会」は、年度ごとに各学部が行う成績評価、単位認定等についての自己点検・評価報告に基づき、学位授与方針の適切性について把握するとともに、必要に応じて助言及び勧告を行うとしている。

以上のことから、学部の成績評価、学部・研究科の学位授与に関して、概ね適切に実施するための方策を講じている。ただし、成績評価に関しては、その評価方法の明確化や適切性について検討が望まれる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部・学科、通信教育部、研究科において、卒業・修了要件を明示し、大学全体としては、履修科目の成績評価を通じて学習成果を把握し、これを積み上げて卒業・修了の要件を満たすことで学習成果を評価している。

学部・学科における学習成果の測定・把握については、理学療法学科では、国家試験過去問題等を活用した試験を2年次より実施し、その結果をループリックに類したシートによって学習到達度を測定しており、学生も自身の知識レベルや学習到達度を把握できるようにしている。人間福祉学科及びスポーツ健康科学科では、専門演習を通じて作成した卒業研究の成果により、総合的に評価している。子ども教育学科では、教職実践演習を通じて学習状況の総括的評価を行っている。また、学習成果の間接的な評価として、各種学生調査（授業評価、卒業時学生調査）に加え、専門職に従事するための資格取得を目指す学生が多い大学であることから、人間福祉学科、理学療法学科及び看護学科では国家試験合格率、子ども教育学科とスポーツ健康科学科では教員免許状の取得状況を確認し、学習成果の間接的な評価を行っている。ただし、学位授与方針に示した6つの資質を測る方法については、「IR推進センター」により、学位授与方針に定めた6つの資質と各授業科目の関連の分析を行うなどして測定方法の検討を開始しているものの、具体的な測定方法の確立には至っていないため、測定方法を早期に確立するよう改善が求められる。

研究科においては、学位論文審査による測定・把握に加え、2023年から大学院学生や卒業生に対して授業と教育環境に関するアンケート調査を開始しているものの、審査基準やアンケート項目等と学位授与方針との関係については明瞭とはいえない。そのため、学位授与方針に示した知識・技能等の学習成果を把握する指標・方法を開発し、取り組むよう改善が求められる。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価を多様な方法により行うべく取り組んでいるが、これらの学習成果の測定方法については、学部・学科、研究科ともに学位授与方針との対応は必ずしも明確になっていないため、学位授与方針に示した知識・技能・態度等の学習成果の修得を測定するに適した指標や測定方法を開発し、学習成果の把握・評価に取り組むよう、改善が求められる。また、今後は間接的な評価だけでなく、直接的な評価方法の開発等の検討をしていることから、今後の取り組みに期待したい。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、毎年度末に学部・学科、研究科が行っている。2022 年度から新しい「自己点検・評価シート」を用いた点検・評価を行っている。シートには、「A：点検・評価項目」「B：評価の視点」「C：担当者」「D：改善すべき課題」「E：改善に向けた本年度の取組み」「F：次年度に向けた課題」を記載する欄があり、課題への取り組みの成果や次年度に向けた課題を明確化し、これにより、教育課程及びその内容、方法の適切性について、定期的な点検・評価を行っている。

点検・評価の結果に基づく教育課程・教育方法の改善・向上に関しては、各学部・学科で実施し、年度末に学科ごとにまとめている。例えば、社会福祉学科では、社会福祉士養成課程の法改正に伴い2020年にカリキュラムを見直し、2021年度より実習時間の増加に加え、「人間福祉特講 1～Ⅳ」「手話表現」「人間福祉研究（卒業研究）」を開講し、学生の多様な学びに対応するようにしている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組みを展開していると判断できる。しかしながら、改善の多くは各学部が自発的に取り組んだものであり、「基準2 内部質保証」において既述したように、内部質保証推進組織からのフィードバックの体制については確立しているとはいえないため、今後は全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、人間福祉学研究科人間福祉学専攻博士課

程（後期）では、教育課程の編成に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる。

- 2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価に関して、各学部・学科及び研究科における学習成果の把握・測定について、各種外部試験やアンケート等を実施しているものの、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭であるため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的を達成するために、学部・学科、通信教育部及び研究科ごとに、学生の受け入れ方針を設定している。入学前の学習歴、学力水準、能力等と各学部、学科の指針、具体的要素、幅広い基礎知識、意欲・関心、日本語運用力や表現力、思考力・コミュニケーション能力、課外活動やボランティア活動等の経験、入学前教育、その他を整理しており、その判定方法は、入学前の学習歴等の多様な選抜方法を用いて、多角的な評価に努めている。

学部・学科、通信教育部及び研究科の学生の受け入れ方針は、「入試ガイド」「募集要項」「通信教育部用募集要項」「大学院案内」、大学ホームページにて課程ごとに整理し、公表している。

以上のことから、各学部・学科、通信教育部、研究科・課程において、学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

さまざまな力を持つ学生に門戸を広げるため、一般選抜、大学入学共通テスト利用入試、学校推薦型選抜、総合型選抜（自己実現、スポーツ活動評価、課外活動、留学生等を含む）、編入学入試等多様な選抜方法を実施している。学生の受け入れ方針に定めた要素（能力）と学力の3要素を関連付け、受験者にわかりやすく伝わるよう、各入学試験における書類審査、学科試験、面接試験、その他の方法と学力の3要素との関連、その配点比率を「募集要項」に明記している。

通信教育部は、入学希望者の多様な要望を叶えるため、出願期間を年間5回設定している。通信教育部の入学者選考は「通信教育部会議」が行い、提出された志望理由書等を確認し、学長が入学を決定することとなっている。

大学院の選考方法は、書類審査、小論文、専門科目、個人面接によって行い、入試の可否判定は、研究科会議にて審議し、学長が決定することとなっている。

入学者の学納金、奨学金制度及び修学支援制度は、「入試ガイド」や「募集要

項」で公表しており、その他、オープンキャンパスや進学相談会等において、経済的支援を必要とする入学希望者やその保護者に直接説明する機会を設けている。

入学者選抜の運営体制については、入学者選抜に関する必要な事項を「入学者選抜規程」において定めるとともに「入学試験実施体制」として図式化して整備しており、学長の統括のもと、「入試広報委員会」「入学者選抜委員会」「特別支援委員会」と入試広報課を中心に、全学の教職員の協働により運営している。

入学者選抜試験や入学後に特別な支援が必要となる志願者については、「特別支援委員会」に事前の相談を行い、学内の関係各所と調整し、適切に対処できるよう、合理的な配慮を行っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、多様な入学者を受け入れるための入学者選抜の制度を設け、適切な運営体制のもと、公正な入学者選抜を実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学士課程の定員管理について、学士課程全体（通信教育部を除く）では、概ね適正な比率を維持している。一方で、学科別では、教育学部子ども教育学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、適切な定員管理に向けて改善が求められる。

大学院に関しては、概ね適切に定員を管理している。近年、Web 授業の開催等、社会人学生が授業を受けやすいような工夫をし、これにより遠隔地からも学生が入学している。さらに、2023 年度からオンラインによる個別説明会を定期的で開催し、卒業生や関連学生への入学説明も行うことで、これまで学内進学は、人間福祉学科が大半を占めていたが、理学療法学科卒業生が大学院に進学することとなり、入学者の確保にもつながっている。収容定員に対する在籍学生数の過去5年間の比率は、博士課程（後期）は年度により入学者数に変動があるものの、修士課程では上昇傾向にある。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価については、学部・学科は、それぞれ自己点検・評価を毎年度実施し、その報告書を大学ホームページで公表している。研究科については、研究科会議で入学定員充足率についての議論を行っている。

また、「入試広報委員会」において、年度ごとに委員会の達成目標を設定し、年度計画を立案するとともに、年度ごとに学生の受け入れに関する点検・評価を

実施している。毎月開催する「入試広報委員会」では、各学科の入試広報委員と入試広報課員が学生募集や入学志願者に関わる情報を共有し、学生募集や入学者選抜の改善・向上に向けた取り組みをしている。

以上のことから、学部・学科、研究科で毎年自己点検・評価を実施し、改善に取り組んでいるといえる。今後は、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 教育学部子ども教育学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が0.86と低い
ため、定員管理を徹底するよう改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的を実現するにふさわしい組織を編制するために、「中部学院大学『求める教員像及び教員組織の編成方針』」（以下「求める教員像及び教員組織の編成方針」という。）を策定している。「求める教員像」は、「建学の精神を十分に理解したうえでそれを自ら体現すべく、教員としての職務と責任を自覚するとともに」「専攻分野について一定の研究業績・研究能力を有する者」「各学部・学科、研究科の特徴を理解し、自らの役割を積極的に果たすとともに、他の教職員と信頼関係を築き協力・協働することによって、大学並びに所属組織の運営に寄与する」等の4項目を定めている。

また、全学的な教員組織の編制方針については、「必要教員数」「教員編成」「人事」「連携・協同」「教育内容の改善」の5項目を設け、「各学部・学科・研究科における教育研究活動を継続的に実施するため、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮し、実務家教員も含めた多様な人材を配置する」等と定めている。

なお、「求める教員像及び教員組織の編成方針」は、学科会議等を通じて共有している。

以上のことから、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を適切に明示しているといえる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体、各学部・学科、研究科等の専任教員数は関係法令に基づき、適切に教員を配置している。男女比については、全学的に、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しつつ、「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、男女比率の適切性に配慮しており、全教員数に対して概ね適切に女性教員を配置している。一方、年齢構成については、全体として高年齢の教員の比率が高くなっている。

いずれの学科においても、基礎教養系科目と専門教育系科目ともに、専任教員が担当している科目の割合は極めて高く、特に、各学科の必修科目、専門分野で中核となる専門演習及び卒業研究は専任教員が担当している。

学士課程に配置している専任教員は、大学設置基準で定める各学部・学科の教員数・教授数を上回っている。大学院についても、修士課程及び博士課程（後期）ともに、大学院設置基準で規定する数を上回る研究指導教員数・教授数を配置している。

教員組織の編制における各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等は、法人が設置する学校の運営に関する「寄附行為施行細則」に定めている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任については、「教員人事規程」に則り行っている。なお、採用人事計画については、「人事委員会」において、学院全体の人事を担当する法人本部総務課が作成する定年及び任期満了者一覧をもとに、退職者・任期満了教員を正確に把握し、採用計画を立案することとなっている。

募集・採用の手続は、書類審査や学長、副学長、学部長、学科長、事務局長等で構成する「審査委員会」による模擬授業、面接等の選考を経て、「人事委員会」が指名する審査委員が「教員業績資格審査規程」に基づき教育研究業績を審査し、審査結果は学長に報告し、学長は、審査報告書を「人事委員会」に諮り、理事長に進達し、採用となる。

昇任の手続は、候補者を推薦する期限を定め、学部長が准教授、講師・助教・助手から昇格にふさわしいと思われる教員を学長に推薦し、学長は、推薦された昇格候補者に所定の個人調書・教育研究業績書を提出させ、「人事委員会」に諮る。その後、教員採用と同様のプロセスを経て昇任を決定している。なお、昇任の際には、論文数等の客観的な指標を用いて業績を評価している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学全体として、組織的な研修及び研究の実施は、学則、「通信教育部規程」及び大学院学則において規定している。

「F D委員会」は、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき設置し、その役割は、全学的なF D活動の企画立案、実施計画の立案、評価などと定めている。この役割に基づき全学的なF D活動を実施している。学部・学科及び研究科においてもF D活動を推進するために、年に2回以上の開催を義務付けている。学部では、いずれの学科も年に2回以上のF D活動を行っており、参加率も高く、活発に取り組んでいる。研究科については、2023 年度から研究科会議において、F D事項を議題として位置付け、全構成員が参加することとした。

教員の諸活動（研究活動、社会貢献等）に係る資質向上の取り組み等に関する評価は、「教育職員自己点検・評価表」を活用して毎年実施するとしている。この点検・評価表を用いて、当該年度の目標を教員が記入し、その年度が終了した後に達成度を記入し、所属長（学部長）に提出している。所属長は、各活動及び全体に対して所見を記入し、学長に提出している。指導補助者に対する研修の実施等については、現在、ティーチング・アシスタント（以下「T A」という。）を置いておらず、そのためT Aを対象とした研修等は行っていない。

以上のことから、F D活動を組織的に行い、教員の資質向上等につなげているといえる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員数の確保、教員の採用・昇格については、「人事委員会」で点検・評価している。また、教員組織の点検・評価項目である教員配置、教員の授業担当、特に少人数クラスの配置、F D活動等については、学長、副学長、学部長、学科長等や関連する事務組織が中心となり、定期的な点検・評価を行いながら、改善・向上に努めている。これらの結果は、その内容に応じて「人事委員会」「学部長学科長会議」や教授会にその都度報告している。さらに、教員の資質の維持向上については、全学のF D活動及び学部・学科のF D活動において、講師による講演に加え、学部・学科を超えたグループで討論し、研修等の効果の点検及び改善に努めている。なお、上記のように学長、副学長、学部長、学科長等が教員配置等を点検・評価していることから、教員組織に関する点検・評価の結果を「自己点検・評価委員会」に報告することはしていない。今後は、各所で行っている点検・評価について、全学的な内部質保証体制のもとで点検・評価及び改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。以上のことから、教員組織の適切性について、

点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいるものの、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する大学の方針は、「第2期中期計画（後期）」の「③学生支援」において「学生が自己を磨き、進路実現を図り、社会に貢献できる人材となれるサポートを行う。そのため各種学生サポートの組織的な取り組みを再整備する。特に中途退学の抑制に向けて『頼れる先輩プログラム』等、新たなサポート方法の確立を目指す」と記載している。また、具体的な取り組みとして、「学生相談の充実と中途退学者の抑止」「学生ボランティア活動の活性化と課外活動の充実」「満足度向上に向けたキャリア支援の充実」「卒業生ネットワークの構築・保護者連携」「障がいのある学生に対する合理的配慮の整備、保健・健康指導」及び「奨学金制度の点検と必要な見直し」の6点を事業目標に掲げている。

なお、「第2期中期計画（後期）」は学外には非公開としているが、学内においては「第2期中期計画（後期）－Action Plan－」にとりまとめ、全教職員に向けてデータを配信し、周知を図っている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する大学としての方針に基づき、さまざまな取り組みを行っている。1年次・2年次の基礎ゼミナールや3年次・4年次の専門ゼミナールの担当教員がクラス担任を務めており、履修指導や大学生活全般の支援を行っている。また、保健室、学生支援室、学生相談室、ハラスメント相談窓口、「キャリア支援センター」等の組織を設置し、学生支援を円滑に実施するため、「学生支援委員会」「特別支援委員会」「保健衛生委員会」「ハラスメント防止委員会」「キャリア支援委員会」等を置いている。

修学支援について、成績が振るわない学生に対しては、例えば、修了試験で不合格となった学生に対して再試験に向けた補充授業を行っている。学生の単位取得状況やGPAに関する情報は「中部学院ポータル」の学生カルテ機能を用いて閲覧することが可能であり、学科長、ゼミナール担当教員においてそれらの情報を共有している。進級や卒業の可能性が低いと判断した学生には、ゼミナール担当教員とともに、必要に応じて学科長が保護者との面談を行っている。また、学

科会議等でこれらの情報を共有し、成績不振の原因を明らかにし、解決策を検討したうえで学生指導を行っている。退学希望者については、ゼミナール担当教員が学生からの相談を受け、学生相談室等と連携を図りながら対応している。なお、授業出席状況や必修科目の単位が未修得となった場合、あるいは期末試験終了時に一定のGPAを下回っている学生等を対象に、全ての学科において上記のような成績が振るわない学生への対応を行っている。

そのほか、障がいのある学生に対する修学支援について、「障がい学生修学支援規程」に基づき学生支援室を設け、さまざまな配慮を行っている。また、奨学金は、奨学金事業団体によるもののほか、大学独自の奨学金を整備しており、例えば、将来、介護・福祉関係の職に従事しようとする者に対する「羽田奨学金」「英語能力奨学生特別奨学金」「学業優秀者奨学金」等があり、幅広い経済支援制度を整備している。

生活支援については、ゼミナールの担当教員が生活全般に関する相談に応じているほか、相談窓口として学生相談室等を設置し、臨床心理士や学生支援委員として選任された教員がカウンセラーとして対応している。

進路支援について、「キャリア支援センター」を設置し、学生の進路選択に関わる相談指導・ガイダンス等を担っている。「キャリア支援センター」は、学生の就職活動状況を把握し、「学長・副学長会議」や教授会に定期的に報告している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備しており、学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、学部・学科で行い、大学ホームページで公表している。また、保健室、学生支援室、学生相談室等の取り組みに関する点検・評価は、それぞれの組織で行うとともに、「学長・副学長会議」や教授会に報告している。

学生支援に関する改善・向上の事例としては、各務原キャンパスにおける学生支援体制の整備が挙げられる。具体的には、従来、同キャンパスでは、障がい学生等の支援を保健室に隣接する学生相談室で行っていたが、利用者数の増加や個人情報保護の観点により、別途学生支援室を整備することの必要性が提案され、新たに学生支援室を確保するとともに、保健師の兼務により運営していた業務の負担を軽減するため、学生支援室職員の増員を行った。

以上のように、学生支援の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。今後は、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育・研究環境の整備方針は、「第2期中期計画（後期）」において、「⑦キャンパス整備」として、「学院の長期ビジョンに基づいて、関及び各務原キャンパスの特性を踏まえたキャンパス整備を行う。さらに、ラーニングコモンズ等の教育支援環境の他、学生の課外活動に向けた設備計画を立てる。また、スクールバスやICTインフラの状況を検証し、必要な整備を図る」を基本方針として、特に「学院全体の将来構想に基づくキャンパスの整備」「様々なニーズを見据えた学内環境の整備」「教育環境・学習支援環境の整備」「学生満足度の向上・災害時対応の整備」の4つの事業目標を立てている。さらに、「⑥研究活動の活性化」として、「本学の知の財産を地域社会に還元し、地域活性につながることを目指し、教員の自由な発想に基づく研究活動を促進する。また、本学における研究の量的・質的レベルの向上を図り、研究成果を踏まえた専門的かつ実践的な教育活動を展開する」を基本方針として、「学術研究の向上」「研究倫理体制の充実」「研究活動の促進・研究成果の公表」「附置教育研究施設における研究活動の推進」の4点の事業目標を立てている。

上記の方針を記載している「第2期中期計画（後期）」は、法人で使用しているグループウェアから閲覧することを可能とし、学内構成員での共有を図っている。

以上のことから、教育研究活動に関連する環境や条件を整備する方針を定め、明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境に関する方針に基づき、校地・校舎面積は大学設置基準で求められる面積を充足しており、学生の学習活動と教員の教育研究活動等に必要な図書館・図書資料等及び体育館その他の施設・設備を整備している。

キャンパス内のネットワークに関して、学内の全ての教室及び学習スペースに無線LAN環境を整備し、図書館、ラーニングコモンズ、学生サロン等でインターネット環境を利用することを可能としている。また、2021年度入学生から希望

者に対してパソコンを貸与していたが、これを全学生対象とするよう拡大・移行するとともに、ICTサポートデスクを設置し、ネットワークの接続方法やパソコン故障の対応等も含め、情報通信技術（ICT）等の活用に取り組んでいる。さらに、情報倫理の確立に向けて、教職員及び学生の情報倫理の確立について、学生には『中部学院ICTガイドブック』を用いて入学時にオリエンテーションを行っている。教職員に対しては、『個人情報保護に関するICTガイドブック』を配付して、コンピューターウイルスや情報漏洩、不正アクセス、著作権違反等、基本的な情報倫理とセキュリティの向上に努めている。

キャンパス環境整備に関しては、2017年度に老朽化した関キャンパス体育館を建て替え、運動学実習棟を新設している。また、バリアフリー化を進めるために、2017年度以降に両キャンパスの図書館入口に自動開閉扉を設置したほか、関キャンパスにおいて階段に手摺を設置するなどの整備を実施している。

両キャンパスには、学生の自主的・主体的な学習の場としてラーニングコモンズを設置している。また、両キャンパスに国際交流、留学・海外研修等の情報発信の拠点を設けている。さらに、大学院においては、大学院学生のための研究室、パソコン、プリンター、無線LAN設備を整備しており、対面とオンラインのハイブリッドで授業を行えるように工夫している。

以上のことから、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料について、関キャンパスと各務原キャンパスに附属図書館を設置しており、地域住民にも開放している。図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に関して、関キャンパスでは、幅広い領域の福祉系図書と看護・理学療法の医療系図書、スポーツ関連図書等を中心に所蔵し、各務原キャンパスでは、幼児・初等教育系資料を主に所蔵している。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備及び学術情報へのアクセスに関する対応については、情報検索に関する同一ネットワーク環境を構築しており、蔵書検索（OPAC）を用いて予約申込みが可能となっている。また、両キャンパス間の連絡便による配送も行っている。

図書館業務の運営に関して、両キャンパスの図書館には、事務課職員を配置しており、全員が図書館司書の資格を有している。また、「図書館運営委員会」を置き、委員長（館長）と大学及び短期大学部の各学科より選出された運営委員で構成・運営している。

このように図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、それらが適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学部学科及び研究科を含めた大学全体の研究活動について、「求める教員像及び教員組織の編成方針」で明示している。

研究費について、専任教員は毎年交付される個人研究費があり、「教員研究費交付規程」に定めている。また、特別研究費は、「特別研究費交付規程」に基づき、学術上重要な基礎的・応用的研究（指定研究）、複数の研究者が共同して行う研究（共同研究）、将来の発展が期待できる優れた着想をもつ研究（奨励研究）に細分化して定めている。このほか、在籍5年以上の専任教員が一定期間、他大学や研究機関において行う学術研究を支援する研究制度を「学外研究規程」に定めている。

外部資金獲得のための支援体制として、「総合研究センター」が中心となって推進しており、科学研究費補助金をはじめ、各種外部資金獲得のための支援体制を構築している。

研究室の整備や研究時間の確保について、専任教員には原則として十分な広さの個室を配備し、教員が研究に専念できるよう時間割作成時に調整をし、週に1日は授業の無い日を設定するなどの対応をしている。

なお、「T・A及びS・A規程」において、学部教育に関して、演習、実験、実習の授業の教育補助、学生に対する学修上の助言及び相談、国家試験対策講座補助、通信教育部業務補助等を行うと定めているものの、近年はT・Aの採用実績はない。

以上のことから、教育研究活動の促進を図るため、支援する環境や条件を適切に整備しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守するため、「公的研究費等取扱規程」「研究倫理規程」を制定している。さらに、研究倫理委員会「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査部会」を設置し、人を対象とする研究に関する倫理的、科学的観点に基づく事項やその適切性を確保するための審査を、同審査部会において行っており、研究倫理教育の徹底と研究倫理審査の厳格化に取り組んでいる。

研究倫理教育については、全教員に「研究倫理教育の実施に関する内規」に基づき、一般財団法人公正研究推進協会が提供する「APRIN eラーニングプログラム」を原則3年ごとに受講することを義務付けている。また、学部学生に対する全学的なコンプライアンス教育や研究倫理教育は実施していないが、学部ごとに学習段階に応じたコンプライアンス・倫理教育を基礎演習（1年次・2年次

のゼミ）や専門演習・卒業研究（３年次・４年次のゼミ）等で適宜指導している。大学院においては、倫理教育の一環として、2022 年度までは隔年で研究倫理に関する e ラーニングを受講することを必須としていたが、2023 年度からは、研究倫理教育の強化のため、休学している大学院学生も含めて、毎年度に e ラーニングの受講を課している。

研究倫理審査について、「研究倫理規程細則」において「研究倫理委員会」を置くことを定めている。教員や学生から研究倫理申請があった場合には、同委員会のもとの「研究倫理審査委員会」が研究倫理申請の流れに示す手順で審査を行っている。

また、「公的研究費等取扱規程」では、公的研究費等を適正に運営、管理するために学長を最高管理責任者、「総合研究センター」所長（研究倫理等に関する事項）と事務局長（研究における事務処理に関する事項）を統括管理責任者に位置付けている。さらに、事務局の教育研究支援課長をコンプライアンス推進責任者として、また、適正・正当な研究遂行を支援するため、公的研究費等に関する相談窓口を教育研究支援課に、不正行為等における通報窓口を本部事務局総務課に置いている。

このように、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

キャンパスの施設・設備の適切性については、業務を担当する総務課が点検・評価を行い、その結果を「学長・副学長会議」や理事会に報告し、方針を決定している。また、図書館の運営については、「図書運営委員会」が点検・評価を行い、報告書を作成し、この結果を「学長・副学長会議」や評議会に報告し、図書館で負担するサービス等を決定している。そのほか、ネットワーク設備等の情報環境と研究費及び研究倫理については、「総合研究センター運営委員会」が年度ごとに点検・評価を行い、報告書を作成し、貸与パソコンの導入等は、企画戦略課や教育研究支援課が点検・評価を行っている。

これらの結果について「学長・副学長会議」や本部との協議を経て、改善策である方針を決定している。

以上のことから、教育研究等環境について関連組織及び「学長・副学長会議」が主体となって定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。今後は、全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として「第2期中期計画（後期）」の「⑤地域連携」において、「地域における『知（地）の拠点大学』として、教育・研究の成果を地域社会に還元するとともに、地域における課題を共有し、自主的に取り組む「地域貢献力」を備えた学生を養成する」ため、「地域連携推進センター」を中核とする地域連携ガバナンスを強化し、各学科・事務局及び附置教育研究施設が協同して地域連携を推進する」を基本方針として、「地域連携ガバナンスの強化」「地域への情報発信と協働の強化」「自治体・行政機関・企業等との連携」「各附置教育研究施設等が地域貢献に果たす役割の明確化」の4点の事業目標を掲げている。

上記の方針を掲載している「第2期中期計画（後期）」は、法人のグループウェアから閲覧することが可能なほか、「地域連携推進センター」が毎月メールマガジンを発行し、全教職員に配信することで、地域連携に関する取り組みについても周知を図っている。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に策定しており、その周知も適切に実施しているといえる。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「学外組織との適切な連携体制」については、社会連携・社会貢献の方針と目標を実現するために、「地域連携推進センター」「シティカレッジ」「子ども家庭支援センター」「人間福祉相談センター」「国際交流・留学生センター」「スポーツカレッジ」を配置し、各センター・カレッジにおいて、所長・校長、所員等を置き、各運営会議において、それぞれ事業計画を立案・審議し、さまざまな地域連携・社会貢献活動に取り組んでいる。

「地域連携推進センター」は、大学と地域の窓口となり、キャンパス所在地や周辺の地方自治体、団体等と、連携・協力に関する協定を締結し、これを活用して、授業、ゼミ、ボランティアや部活・サークル活動等の活発な地域貢献・地域連携活動を展開している。例えば、地域住民を対象に、理学療学科及び看護学科の教員と学生が実施する老年症候群発症リスク軽減を目指す健康調査、スポーツ健康科学の教員と学生が関市教育委員会と協働して実施する身体的あるいは認知的な障がいのある児童も一緒に活動できるスポーツ大会「SEKIカップ」

の開催等、各教員の専門性と大学の教育研究資源を活用したさまざまな取り組みを行っている。これらの活動は、大学と地域の連携を強化するとともに、学生の実践的な学びにもつながっており、「地域における課題を共有し、自主的に取り組む『地域貢献力』を備えた学生を養成する」という地域連携方針及びミッション・ステートメントに掲げる「地域と生きる」を体現する取り組みとして高く評価できる。

さらに、学内に設置する子どもと保護者の交流施設「ラ・ルーラ」は、「子ども家庭支援センター」の主幹事業として2016年の開設以来、子育てを考える拠点として、地域の子どもたちやその保護者、子育て支援に関わる人びとが互いに交流でき、共有できる場として機能している。教育学部の学生が子育て支援事業への理解を深め、家庭支援や子どもの発達支援を学べる場としても機能しており、毎年度多くの子どもと保護者が利用している点も評価できる。国際的な社会連携・社会貢献に関する活動については、独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業として開始した、ベトナムのダナン市での老年ケア・プログラムの開発・定着と人材育成の事業が挙げられ、福祉系の教員が老年ケア・プログラムの資料を作成し、それを連携先の教員の協力によってベトナム語に翻訳しダナン市内の病院で活用するとともに、日本において介護等で就労する者にも役立てている。

また、地域住民に幅広く学習機会を提供するため、両キャンパスに「シティカレッジ」を開設して、教員及び学外講師による多くの公開講座を開講している。さらに、産業界との連携として、地域の金融機関、地元新聞社等地域に根差した企業と連携を展開している。そのほか、高・大の接続に関しては、高等学校と連携協定を締結し、専門分野の出前授業、キャリア支援教育等に貢献している。

以上のことから、教員が教育研究で培った知見を地域に還元し、かつ教育研究活動の推進につなげるなど、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、各プログラムに教員や学生が関与しながら、社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進しているといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各センター等では、1年の取り組みを報告書としてまとめている。そのなかで点検・評価の作業を行い、次年度の取り組みに反映している。これらの取り組みは、「一年の歩み」として毎年まとめ、「学長・副学長会議」で報告し、意見を集約するとともに、教授会等でも報告することで教職員に周知を図っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みを点検・評価し、改善につなげているといえる。今後は全学的な内部質保証推進体制のもとで改善・向上に取

り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 「地域連携推進センター」を中心として、キャンパス所在地や周辺の地方自治体、団体等と、連携・協力に関する協定を締結し、これを活用して、授業、ゼミ、ボランティアや部活・サークル活動等の活発な地域貢献・地域連携活動を展開している。例えば、地域住民を対象に、理学療法学科及び看護学科の教員と学生が実施する老年症候群発症リスク軽減を目指す健康調査やスポーツ健康科学科と関市教育委員会の協働による、小学生を対象としたスポーツ大会「SEKIカップ」の開催等、各教員の専門性と大学の教育研究資源を生かした取り組みを通じて、大学と地域の連携を強化しており、学生の実践的な学びにもつながっている。これらの取り組みは、「地域における課題を共有し、自主的に取り組む『地域貢献力』を備えた学生を養成する」という地域連携方針及びミッション・ステートメントに掲げる「地域と生きる」を体現する取り組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する方針は、2023 年度～2025 年度までの「第2期中期計画（後期）」の「⑧経営・管理の強化」において、「経営基盤の強化を図るガバナンス体制を再点検の上、必要な見直しを行う。特に経営組織（経営会議等）と教学組織（学長・副学長会議等）との有機的な連携を図るために必要な方策を立てる」ことを定め、その個別戦略として、「経営基盤に基づくガバナンス体制」「予算編成と事業計画（PDCA）の連動」「学部・学科・附置機関・事務組織の改編に関する検討」「人事制度・研修制度の見直し」及び「組織・運営の合理化」の5項目を掲げている。

「第2期中期計画（後期）」の概要は、教授会やスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を通じて説明しており、全教職員が閲覧可能な学内ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

以上のことから、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を策定し、学内構成員に対し適切に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の選任は「学長選考規程」に基づく「学長選考委員会」により学長候補者を選出し、「寄附行為施行細則」に基づき理事会の承認を得て選任している。学長の権限は、「寄附行為施行細則」において、「大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表する」と定めており、大学運営の最高責任者であることを明示している。副学長、学部長、学長補佐等の選任は、「教育管理職員等選任規程」に定めており、責任と権限については「寄附行為施行細則」に定めている。

学長が意思決定に際し教職員から意見を聴取する組織として、教授会及び「学部長学科長会議」を設置している。また、併設する短期大学と合同で審議する会議体として、評議会及び「学長・副学長会議」があり、大学と短期大学は相互に連絡調整を図り、共同して事業に取り組んでいる。

法人組織の意思決定を行う機関として理事会、その諮問機関として評議員会を設けている。学長は理事及び評議員を兼ねているため、理事会や評議員会に対して、大学の教育方針や審議事項、大学経営に関すること等、大学を代表して意見を述べる立場にあり、教学組織と法人組織が連携のもとに運営している。ハラスメント防止、個人情報保護等の危機管理対策についても法人として規程を整備し、委員会を設置するなど適切に対応している。

以上のことから、大学運営の方針に基づき、学長をはじめとする役職者を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切な大学運営を行っている。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成について、「第2期中期計画（後期）」を踏まえ、本部財務課が予算編成方針案を策定し、その後「法人経営会議」を経て財務理事が予算編成方針を決定している。その予算編成方針に基づき、学部・事務局等が予算要求及び事業計画の草案を作成し、学長が最終的な大学の予算要求・事業計画を作成している。最終的に、法人内の他の教育機関の予算要求とともに法人全体の予算案及び事業計画案をまとめ、評議員会の意見聴取を経て理事会で決定している。

大学予算は、全教職員が随時アクセス可能な予算管理システムで共有しており、執行状況が把握できる。また、事務局会計課が隔月、執行状況表を学部長学科長に送付し、事業執行の進捗管理に活用している。

また、支出の種類・金額に応じた承認権限、執行権限等のルールについては、2005年に「財務に係る決裁の合理化について」、2014年に「財務に係る決裁の運用基準の見直しについて」を教職員に通知し、適正な予算執行に努めている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「学校法人岐阜済美学院事務組織規程」に事務組織の編制を規定し、それぞれの部署が規程に則った事務を分掌しており、原則として大学及び短期大学部の共通組織となっている。就業規則をはじめとする各種の人事関連規程を整備し、教育職員に関する採用及び昇格に関する諸規程を整備して適切に運用している。しかしながら、事務職員の採用と昇格について定める規程は整備しておらず、大学自らが点検・評価において課題としているため、今後の改善が期待される。

「学長・副学長会議」「学部長学科長会議」や評議会等の重要な会議体においては、学長補佐（事務職員）及び大学事務局長等が教育職員と同様に会議の構成員として出席し、大学の意思決定に参画している。また、事務職員は、部課ごとに専門性を向上させるための個別目標管理を実施し、管理職による年2回の勤務状況報告を経て、事務局長がとりまとめた後、大学及び短期大学部の学長が最終的に内容を確認している。これらの評価は年度中、進捗の過程で賞与への反映にも活用している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設け、必要な人員を配置し、各事務組織は適切に機能している。

- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

SDについては、「スタッフ・ディベロップメント研修規程」に基づき、毎年度「学長・副学長会議」において年次計画を作成し、計画に基づき実施している。研修テーマは、例えば2022年度は「建学の精神の理解」「大学・短期大学の財務状況の理解」「ICTの推進」「個人情報の保護」を実施している。また、他大学と連携協定を締結し合同SD研修も実施している。

一方で、SDには教職員が参加しているものの、対象者を明確に定義しておらず、SD研修実施後の出席者管理も一部担当者任せとなっており、管理面での改善が望まれる。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、教授会、「学部長学科長会議」や各種常設委員会等の各担当部署が実施し、その結果を集約し、教学に関することは「学長・副学長会議」に、法人経営に関することは「法人経営会議」に報告し、

適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。
また、財政面に関しては、予算ヒアリングを通じて点検・評価を行い、大学運営の適切性について点検・評価を行っている。

なお、監査体制に関しては、監事監査、会計監査人監査及び内部監査の三様監査が機能し、毎年度、定例的に情報交換を行うなど連携している。内部監査は、理事長直属の監査室長等によって実施しており、公的研究費の執行に関する業務監査及び財務監査を対象事項とし、毎会計年度の定期監査により理事長への報告及び被監査部門の長にも通知しており、監査の実効性を確保している。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019年度に「第1期中期計画」が期間終了となることから、2020年度からの6年間を計画期間とする「第2期中期計画」を策定し、大学を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できることを考慮して、前期を2020年度～2022年度までの3年間、後期を2023年度～2025年度までの3年間としている。「第2期中期計画（後期）」において、「⑧経営・管理の強化」を掲げ、経営基盤に基づくガバナンス体制の構築、予算編成と事業計画（PDCA）の連動に取り組むことを示している。また、同計画では、法人全体の将来構想に基づくキャンパスの整備として、「2040年度までの長期的な視野に立ち、学院全体のキャンパスビジョンを策定する」こと、「関市と各務原市のキャンパスの特性を踏まえた特色化に向けて、両キャンパスの施設・設備計画・改修計画を整備する」ことを掲げており、今後、キャンパス整備に応じた財政計画を検討することとしている。

なお、「法人経営会議」において、中・長期の財政を審議するなかで、「経常収支差額における収入超過」を目標とし、目標達成に向けて、学生確保による収入の増加及び支出の抑制に取り組むこととしている。

以上のことから、中期計画において財務に関する計画を示しているものの、具体的な数値目標及びそれを達成するための方策を明らかにしていないため、これらを明示した中・長期の財政計画を策定することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比

中部学院大学

べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに、人件費比率は低く、教育研究経費比率は高い状態で推移している。また、事業活動収支差額比率は低下傾向にあるものの、2022年度までは収入超過で推移している。

貸借対照表関係比率では、同平均と比べ、純資産構成比率は高く、総負債比率は低くなっている。さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、経年的に高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、「総合研究センター」が中心となって、科学研究費補助金の申請書の執筆に関する講習会や研究計画書の作成支援を含めた研究者間での交流の場として研究検討会を開催しており、これを通じて一定の獲得金額を確保している。また、「私立大学等改革総合支援事業」に連続して採択されるなど、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

以上

中部学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	中部学院大学学則
	中部学院大学大学院学則
	学校法人岐阜済美学院寄附行為
	中部学院大学通信教育部規程
	大学・大学院・通信の目的
	「建学の精神」を示す根拠資料
	大学院人間福祉学研究科における学位論文題目一覧
	2024 年度版 大学案内
	2024 年度版 大学院案内
	大学公式ウェブサイト 大学における「建学の精神」
	2023 年度大学自己点検・評価委員会 議事録
	学生便覧「キャンパスライフ 2021」
	学生便覧「キャンパスライフ」
	理事長からの 3 つのお願い
	知識のはじめ ―私たちの岐阜済美学―
	桐が谷通信
	キリスト教研修会次第
	チャペルアワー担当表
	中部学院大学報
	岐阜済美学院報_86 号_2022 年 06 月
	岐阜済美学院報_87 号_2022 年 11 月
	岐阜済美学院報_88 号_2023 年 02 月
	岐阜済美学院報_89 号_2023 年 06 月
	岐阜済美学院報_90 号_2023 年 09 月
	第 1 期中期計画
	第 2 期中期計画(前期)
	第 2 期中期計画(後期)
	第 1 期～第 2 期中期計画(後期)議事録
2 内部質保証	中部学院大学自己点検・評価規程
	中部学院大学 教育改革委員会規程
	中部学院大学における自己点検・評価に関する要綱
	自己点検評価の取組
	中部学院大学における内部質保証体制
	自己点検・評価委員会と教育改革委員会の委員構成
	会議体の構成員
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部 I R 推進センター規程
	中部学院大学 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
	教育職員自己点検・評価表
	主な会議の開催一覧 (2019～2023)
	学部学科等の 3 つ方針 人間福祉学科
	学部学科等の 3 つ方針 子ども教育学科
	学部学科等の 3 つ方針 理学療法学科
	学部学科等の 3 つ方針 看護学科
	学部学科等の 3 つ方針 スポーツ健康科学科
	学部学科等の 3 つ方針 通信教育部

	学部学科等の3つ方針 研究科 博士課程
	学部学科等の3つ方針 研究科 修士課程
	中部学院大学点検評価の方針（アセスメント・ポリシー）
	授業科目の成績評価基準
	到達目標と6つの能力に関する調査結果
	2020年度 学部学科の自己点検評価報告書
	2021年度 学部学科の自己点検評価報告書
	2022年度 人間福祉学科の自己点検評価報告書
	2022年度 こども教育学科の自己点検評価報告書
	2022年度 理学療法学科の自己点検評価報告書
	2022年度 看護学科の自己点検評価報告書
	2022年度 スポーツ健康科学科の自己点検評価報告書
	2022年度 研究科の自己点検評価報告書
	2019年度 各種委員会等の達成目標・計画
	2020年度 各種委員会等の達成目標・計画
	2021年度 各種委員会等の達成目標・計画
	2022年度 各種委員会等の達成目標・計画
	2023年度 各種委員会等の達成目標・計画
	大学FD活動一覧
	学部学科のFD活動一覧
	中部学院大学 スタッフ・ディベロップメント研修規程
	S D活動一覧 2019～2023年度
	2021年度 教職合同S D研修会
	在学生に対する学生調査
	卒業時の学生調査
	2022年度在学生調査結果
	2022年度卒業時学生調査結果
	授業に関する調査の項目
	授業に関する調査表
	2023年度前期 授業に関する調査の結果
	授業評価実施規程
	授業に関する調査のWeb化と展望
	中部学院大学 I C Tガイドブック
	2018年度認証評価結果
	スポーツ健康学科 設置計画履行状況
	情報公開資料の一覧
	大学公式ウェブサイトを通じた情報公開
	学校法人岐阜済美学院公式ウェブサイト
	監事による監査報告書（5年分）
	監査法人による監査報告書（5年分）
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催一覧
	学内文書など方針の共有実態を示す資料
3 教育研究組織	2024年度版 通信教育部大学案内
	大学公式ウェブサイト（トップページ）
	学校法人岐阜済美学院の沿革
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部附属図書館規程
	中部学院大学 総合研究センター規程
	中部学院大学 地域連携推進センター設置規程
	中部学院大学 国際交流・留学生センター規程
	中部学院大学 子ども家庭支援センター規程
	中部学院大学 人間福祉相談センター規程
	中部学院大学 シティカレッジ規程
	中部学院大学 教職センター規程
	教員採用試験（中・高）の合格者推移
	上越教育大学連携協定プレスリリース
	愛知教育大学連携協定書

	データから見える中部学院大学の学生像
	幼児教育学科より意見聴取
	留学生の受入国の状況
	国際化ビジョン
	英語能力優秀者海外研修奨励金運用内規
	英語能力取得者奨励金運用内規
	外国人研究者の受入に関する内規
	教育組織改革等に関する検討委員会設置要綱
	主な委員会の開催一覧（2019～2023）
	中部学院附置機関一年の歩み（2017 年度）
	中部学院附置機関一年の歩み（2018 年度）
	中部学院附置機関一年の歩み（2019 年度）
	中部学院附置機関一年の歩み（2020 年度）
	中部学院附置機関一年の歩み（2021 年度）
	中部学院附置機関一年の歩み（2022 年度）
	理事会議事録より学則改正の新旧対照表
	事務組織の改革
	JICA 草の根パートナー_2023
	SPARC 事業について
4 教育課程・学習成果	履修要項 人間福祉学科
	履修要項 こども教育学科
	履修要項 理学療法学科
	履修要項 看護学科
	履修要項 スポーツ健康科学科
	履修要綱 通信教育部
	履修要項 大学院
	中部学院大学 学位規則
	中部学院大学のカリキュラム・ツリー
	基礎教養系科目
	D P と C P の関連
	保護者懇談会
	履修系統図（カリキュラムマップ） 人間福祉学科
	履修系統図（カリキュラムマップ） 子ども教育学科
	履修系統図（カリキュラムマップ） 理学療法学科
	履修系統図（カリキュラムマップ） 看護学科
	中部学院大学 授業科目履修規程
	2023 年度時間割
	中部学院大学大学院 授業科目履修規程
	2023 年度 シラバス
	シラバス作成要領
	(教育)2023 新1年生オリエンテーション資料
	(教育)2023 オリエンテーション日程表
	(教育)2023 オリエンテーションコース選択に関するお知らせ
	(教育)2023 資格取得についてオリエンテーション利用用（小中・幼保コース）
	(教育)2023 オリエンテーション学びの森保育プラン説明（幼保コース）
	履修カルテ
	少人数科目一覧
	関市教育委員会と中部学院大学との連携協力に関する個別協定書
	地域連携・産学官連携先一覧（協定内容含む）
	各務原市教育委員会と連携協力大学による教育実習等に関する連絡協議会議事録
	中部学院大学 学内試験及び試験の評価に関する規程
	研究科会議議事録 2023 年度 5 月
	研究科会議議事録 2023 年度 7 月
	研究科会議議事録 2023 年度 9 月
	研究科会議議事録 2023 年度 10 月
	2022 年度 第2回 教授会議題（22 年 5 月 19 日）

	2023 年度 第 2 回 教授会議題 (23 年 5 月 18 日)
	卒業論文サマリー集の例
	卒業論文発表会
	大学院学位論文紹介
	学習成果の概念と評価方法
	理学療法学科学習成果確認シート
	2022 年度資格取得実績
	2023 年度 第 1 回 教授会議題 (23 年 4 月 13 日)
	研究科会議議事録
	学部長・学科長会議 (23 年 1 月)
5 学生の受け入れ	2024 年度版 入試ガイド
	2024 年度版 大学の募集要項
	2024 年度版 通信教育部募集要項
	アセスメント・ポリシーと 3 つのポリシー
	大学案内・入試ガイド・募集要項
	A P 記載の要素(能力)と学力の 3 要素の関係
	中部学院大学 入学者選抜規程
	通信教育部 資料請求
	入学者選抜実施体制
	障がいのある学生のための修学支援ガイドブック
	大学院オンラインオープンキャンパスパンフレット 12 月版
	中部学院大学 Instagram
	中部学院大学 L i n e
	中部学院大学 You Tube
	(人間) オープンキャンパスでの学科説明資料
	(人間) オープンキャンパス社会福祉コース説明
	(人間) オープンキャンパス精神保健福祉コース説明
	(人間) オープンキャンパス介護支援コース説明
	(教育) 2023 年度用 7 月オープンキャンパス用資料 (幼保コース)
	(教育) 卒業生の活躍紹介リーフレット 1 (幼保コース)
	(教育) 卒業生の活躍紹介リーフレット 2 (幼保コース)
	(教育) 独自パンフレット (小中コース)
	(教育) 独自パンフレット (幼保コース)
	2023 年度 看護学科資料学生確保のための小冊子
6 教員・教員組織	求める教員像及び教員組織の編成方針
	教員採用公募様式
	学校法人岐阜済美学院 寄附行為施行細則
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長選考規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長・副学長会議運営規程
	会議体の審議事項
	会議体の関係図
	教員の取得学位
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部職員定年規程
	開講科目一覧
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程
	大学院新規担当候補者推薦手続きに関する申し合わせ
	中部学院大学 専任教育職員の勤務細則
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部職員給与規程付属文書 (1)
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部職員給与規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部職員給与規程付属文書 (3)
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程
	人事委員会 議事録 定年・任期満了
	2020 年度 F D 研修実施報告書
	2021 年度 F D 研修会報告書

	2022 年度 F D 研修会報告書
	大学院 F D 研究検討会開催記録 2016-2023
	新任職員オリエンテーション動画 はじめに
	新任職員オリエンテーション動画 総務課より
	新任職員オリエンテーション動画 会計課より
	新任職員オリエンテーション動画 教務関連事項
	新任職員オリエンテーション動画 研究関連事項
	新任職員オリエンテーション動画 ICT 関連事項
	新任職員オリエンテーション動画 図書館より
	新任職員オリエンテーション動画 地域・産学連携課より
	2023 年度 教員組織表
7 学生支援	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部委員会設置規程
	2023 年度 組織運営体制・常設委員会等
	キャンパスライフ
	学生支援体制とウェブサイト概要
	留学生ガイドブック
	大学及び短大私費外国人留学生学納金減免規程
	中部学院大学外国人留学生奨学助成規程
	外国人留学生における奨学生および学納金減免等に関する取扱い
	障がい学生修学支援規程
	障がい学生奨学生募集資料
	障がいのある学生支援のための勉強会
	休学退学理由調査票
	学費・奨学金
	学生相談カード
	学生相談室
	学生相談室活動状況
	中部学院大学・中部学院大学短期大学部ハラスメント防止等に関する規程
	ハラスメント防止カード
	ハラスメント防止リーフレット
	学生生活の安全・安心に向けた緊急講習会
	キャリア支援科目「仕事と人生」
	インターンシップ・有給インターンシップの紹介
	就職ガイダンスに関する資料(概要と計画)
	キャリアシートと進路登録票
	学内仕事相談会に関する資料
	進路状況調査結果
	クラブ・サークル補助金査定一覧
	2023 年度前期 強化部査定補助資料
	2021～2023 年度 中部学院岐阜 DWAT 後方支援員チラシ
8 教育研究等環境	ネットワーク改修資料
	ランチタイムセミナー案内
	ウェブサイト上での L. E. A. P. Plaza
	院生研究室・大学院講義室（見取り図）
	個人情報保護に関する ICT ガイドブック（教職員用）
	学術機関リポジトリ
	中部学院大学附属図書館
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部特別研究費交付規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学外研究規程
	2023 年度 科学研究費助成事業学内説明会
	中部学院大学・中部学院大学短期大学部 T・A 及び S・A 規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程
	研究倫理委員会「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査部会」設置要綱

	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部利益相反管理規程
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究活動の通報処理に関する内規
	中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究倫理教育の実施に関する内規
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程細則
	研究倫理申請の流れ
	研究倫理申請の推移
9 社会連携・社会貢献	地域連携基本方針
	国際化推進基本方針
	高大連携に向けた基本方針
	地域連携推進センター概念図
	中部学院大学 スポーツカレッジ規約
	地域連携・産学官連携先一覧
	地域連携・社会貢献の取組概要（2022 年度の実績）
	ポローニア第 311 号 関市体育協会と連携
	ポローニア第 312 号 高齢社会を面白する地域実践
	ポローニア第 331 号 ハロウィントレイン初運行
	ポローニア第 337 号 小瀬鶴飼をキャンパスで実演
	ポローニア第 341 号 学生が農協と生協をつなぐ
	ポローニア第 344 号 ぎふ木育ひろば 地域拠点 第 1 号
	ポローニア第 347 号 岐阜市と福祉向上などで連携
	ポローニア第 350 号 地域クリエイターを認定
	ポローニア第 351 号 LGBT をテーマにシンポジウム
	ポローニア第 352 号 SNS で関市の魅力を発信！
	ポローニア第 353 号 現代福祉マネジメント開講
	ポローニア第 356 号 学生が住民に聞き取り調査
	ポローニア第 364 号 長良川鉄道と連携協定
	ポローニア第 366 号 スポーツカレッジ発足
	ポローニア第 373 号 岐阜県と災害派遣の協定を締結
	ポローニア第 374 号 関市・市社会福祉協議会と協定
	ポローニア第 378 号 教育分野の人材育成で連携
	ポローニア第 390 号 DCAT 後方支援員 81 名を認定
	ポローニア第 392 号 岐阜県教育文化財団と連携協定
	JICA 第 1 期報告書
	JICA 第 2 期報告書
	岐阜県外国人介護人材受入ガイドブック
	DWAT 後方支援員 協定書
	関市観光協会 協定書
	関市社会福祉協議会 協定書
	「シティカレッジ関」講座一覧 2023 年度前期
	「シティカレッジ関」講座一覧 2023 年度後期
	「シティカレッジ各務原」講座一覧 2023 年度前期
	「シティカレッジ各務原」講座一覧 2023 年度後期
	シティカレッジ各務原特別講演会_2023-11-16 チラシ
	シティカレッジ各務原特別講演会_2024-02-14 チラシ
	第 20 回ぎふ LD・ADHD 等学習会 チラシ
	第 21 回ぎふ LD・ADHD 等学習会 チラシ
	第 22 回ぎふ LD・ADHD 等学習会 チラシ
	中部学院大学福祉カレッジ介護福祉士実務者養成研修（通信課程）規程
	現代マネジメント研究
	たのしみん祭・大学祭 2021 リーフレット
	たのしみん祭・大学祭 2022 リーフレット
	たのしみん祭・大学祭 2023 リーフレット
	学びの森フェスティバル 2019 リーフレット
	学びの森フェスティバル 2022 リーフレット
	学びの森フェスティバル 2023 リーフレット
	「せき桐ヶ丘 教育・福祉連絡会」実施報告書

	中部学院大学ふれあいコラボワークショップ実施要領
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2020-2023 年度法人経営会議委員一覧
	岐阜済美学院経営会議運営規程
	理事会名簿
	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程
	中部学院大学短期大学部 学則
	中部学院大学 教授会運営規程
	中部学院大学 学部長学科長会議規程
	中部学院大学 学科会議規程
	中部学院大学通信教育部 会議運営規程
	中部学院大学大学院 研究科会議運営規程
	中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程
	学校法人岐阜済美学院公益通報等に関する規程
	事務局職員数
	学校法人岐阜済美学院 事務組織規程
	2018～2020 年度 事業報告書
	2022 年度財産目録
	学校法人岐阜済美学院 監事監査規程
	科研費ハンドブック
	2023 年度内部監査結果
10 大学運営・財務 (2) 財務	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分
	学院の財務状況
	2024 年度予算 学長等ヒアリング日程表
	財務計算に関する書類
	5 ヶ年連続財務計算書類（様式 7 - 1）
その他	成績の評価

中部学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2017 年度第 10 回 学長・副学長会議
	2018 年 2 月 FD 研修
	2019 年度 9 月学長・副学長会議
	2019 年度第 3 回大学経営会議
	2019 年度第 4 回法人経営会議
	2019 年度第 3 回大学経営会議・2019 年度第 4 回法人経営会議資料
	第 1 期中期計画点検表まとめ
2 内部質保証	グループ・ウェア（Web Magic）
	自己点検評価における教育研究組織等と各種会議体との関り
	自己点検評価の基準等及びスケジュール
	学部長会議_自己点検評価の担当
	学部学科等での自己点検評価の取組
3 教育研究組織	根拠資料 3-12 の改訂版
	シラバス「教師への道Ⅰ」
	シラバス「教師への道Ⅱ」
	シラバス「教師への道Ⅲ」
	2022 年 6 月 7 日 学長・副学長会議議事録
	2022 年 7 月 5 日 学長・副学長会議議事録
	2023 年度事務組織体制資料
4 教育課程・学習成果	2024 年度 大学院行事予定表
	人間福祉学総合研究 授業概要 2024 （チェーンレクチャー）
	修士課程論文執筆要項（2024 年度版）
	課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して（大学院 HP）
	修士論文審査基準
	修士論文 書式例（HP）
	博士課程 学位申請の基本的な流れ（大学院 HP）
	大学院人間福祉学研究科 修了要件（修士課程）
	大学院人間福祉学研究科 修了要件（博士課程（後期））
	博士課程（後期）論文審査基準（HP）
	学位申請に係る予備審査の手続きについて（HP）
	博士学位論文執筆計画書（HP）
	大学院博士課程（後期）・修士課程新入生オリエンテーション資料
	博士課程（後期）院生向け 新入生オリエンテーション資料（博士課程論文審査要項等）
	修士課程院生向け新入生オリエンテーション資料（論文執筆要項等）
	修士課程カリキュラム構造図
	第一回 大学院交流会 研究科長より
	第一回大学院交流会 （報告）
	修士号学位取得までの流れ（図）
	博士号学位取得までの流れ（図）
	博士課程カリキュラム構造図
	博士号学位取得までの流れ（表）
	「チャペルアワーで黙とう」
	スポーツ健康学科における他学科教員が担当する科目
	2023 「介護等体験授業計画」
	非卒業要件科目履修学生数、単位数
	過去 3 年間の履修上限緩和学生数とその割合
	看護リハビリテーション学部の履修単位数の平均値・最大値
	シラバス「比較認知発達論」
	シラバスチェック表

5 学生の受け入れ	オープンキャンパス案内 7月
	オープンキャンパス案内 10月
	オープンキャンパス案内 12月
	オープンキャンパス報告 7月分
	オープンキャンパス報告 10月分
	オープンキャンパス報告 12月分
	大学院受験生の志望テーマ、希望教員選択等への支援過程
	志願者・合格者・入学者の推移
	人間福祉学科の分析
	子ども教育学科の分析
	理学療法学科の分析
	看護学科の分析
	スポーツ健康科学科の分析
6 教員・教員組織	2023 年度第 3 回学長・副学長会議
	2023 年度 10 月学部長・学科長会議
	大学院新規担当候補者推薦手続きに関する申し合わせ 2023 年 10 月
	教員組織を確認する定年・任期満了の資料
7 学生支援	各種委員会事業計画 2023
	各種委員会事業計画 2023（特別支援委員会）
	後援会総会資料
	同窓会評議員会資料
	入学者数、卒業者数、休学・留年者数
	休学者・退学者の一覧
	人間福祉学科の分析
	子ども教育学科の分析
	理学療法学科の分析
	看護学科の分析
	スポーツ健康科学科の分析
	障がいのある学生のためのガイドブック
	学長・副学長会議「障害のある学生のための修学支援ガイドブック公開について」
	各務原キャンパス学生支援室整備についての事務レベル打合せ
	各務原キャンパス学生支援室の整備について
	各務原キャンパス内の学生支援室整備について（調整結果）
	2023 年度 各務原学生支援室勤務体制の改善について
	2023 年度 学生支援室運営体制
8 教育研究等環境	第 2 期中期計画後期の策定についての意見募集（メール配信）
	2024 年度基礎看護学実習Ⅰ評価表
	2024 年度基礎看護学実習Ⅱ評価表
	2024 年度公衆衛生看護学実習Ⅰ評価表
	2024 年度成人看護学急性期実習評価基準
	情報活用論特（教育学部 1 年生対象）情報リテラシー確認 F o r m s
	リテラシー
	2024 年度共通要項
	実習に関する誓約書
	研究倫理 e ラーニングの受講状況
	2022 対象者名簿（個人情報保護・ICT 推進）
	2023 対象者名簿（個人情報保護・ICT 推進）
	特別研究費申請・交付実績一覧（2016～2023 年度）
	個人研究費 2023
9 社会連携・社会貢献	地域連携推進センターメールマガジン（2024 年 9 月号、2024 年 9 月 3 日配信）
	学生による地域貢献事業成果報告会
	中部学院大学ボランティアフォアkraち（CVK）2023 年度の取り組み
	DWAT 後方支援員養成研修 配布資料

	JICA プロジェクト「ベトナム版 老年ケア」ホームページ
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	職員への通知
	2024 年度予算申請と査定結果及び学長副学長会議議事録
	岐阜済美学院 事業活動収支推移、主要経費の内訳と推移、各教育機関事業活動収支推移、経営会議議事録
	2024 年度各種委員会事業計画、2023 年度第 9 回教授会議事録
	2019 年度 SD 研修
	2019 年度第 2 回学長・副学長会議議事録
	2020 年度 SD 研修
	2020 年度第 4 回学長・副学長会議議事録
	2021 年度 SD 研修
	2021 年度第 3 回学長・副学長会議議事録
	2022 年度 SD 研修
	2022 年度第 2 回学長・副学長会議議事録
	2023 年度 SD 研修
	2023 年度第 2 回学長・副学長会議議事録
	2019 年度～2023 年度_FD 研修会実施一覧
	経営会議議事録
	大学院研究科会議議事録
	評議会記録
	理事会議事録
	大学学部長・学科長会議 議事録
10 大学運営・財務 (2) 財務	2023 年度第 1 回経営会議次第
	2023 年度第 1 回経営会議議事録
	2023 年度第 2 回経営会議次第
	2023 年度第 2 回経営会議議事録
その他	学長プレゼンテーション
	3 つの方針に関する全学的な策定方針に関する資料
	後援会総会・保護者懇談会についてのアンケートの協力をお願い（フォーム対応）
	後援会総会・保護者懇談会アンケート結果
	大学祭・たのしみん祭・ホームカミングデーの御礼及び反省依頼（フォーム対応）
	たのしみん祭 反省事項シート様式
	たのしみん祭アンケート結果
	手話スピーチコンテスト お礼と反省依頼（メール対応）
	手話スピーチコンテストアンケート結果
	大学院新規担当候補者推薦手続きに関する申し合わせ 2023 年 10 月
	大学院 担当者年齢分布 2023 年度
	大学院担当教員の年齢分布 (2024 年度)
	(PDCA 事項) 大学院の課題 2024 年 5 月 11 日会議
	(PDCA 事項) 大学院の課題 (2023 年 5 月 11 日会議) に基づく 2023 年度の振り返りと 2024 年度の課題の整理 2024. 3. 7 会議
	学生による地域貢献事業要綱
	ふれあいコラボワークショップ要綱
	2023 地域貢献事業等参加状況
	シティカレッジ 主な事業実施状況 2023～2021
	ふれあいコラボワークショップ実績
	キャリア委員会レジメ 2023 年 10 月
	第 5 回 (2023 年 9 月 26 日) 議事録
	要支援学生への対応について 10 月
	2023 年度進路状況_大学
	2023 年度進路状況_短大
	公務員内定状況 10 月
	各種就職行事の実施状況について
	今後の予定

	自己 PR 作成講座チラシ
	学外の就職関連行事
	一般企業 試験報告書
	公務員受験報告書
	公務員対策講座チラシ
	面接指導回数
	高大連携基本方針
	高大連携状況 1
	高大連携状況 2
	下呂市との連携
	せき桐ヶ丘連絡会
	関商工校との関わり
	教育職員自己点検・評価表
	大学評価結果_質問事項に対する回答_正誤表
	大学院第 2 回オンライン・オープンキャンパス（通信教育部用案内）
	第 2 回研究科会議（5 月）議題
	論文審査基準について 2024 5.9 6.6 研究科会議資料（継続審議）
	大学院教育研究指導新規担当教員「審査基準」の見直しについて 2024. 5. 9 協議事項（継続審議）
	第 5 回研究科会議（9 月）議題
	論文審査基準（修士課程について議決、博士課程は継続審議） 2024. 9. 5